

令和元・2年度
マテリアルリサイクル推進施設整備工事に係る
施工監理業務委託

仕 様 書

令和元年9月

黒川地域行政事務組合

第 1 章 総 則

1 業務の目的

本業務は、黒川地域行政事務組合（以下「本組合」という。）が実施するマテリアルリサイクル推進施設整備工事を円滑に完了するために、設計監理、工程及び安全監理等の施工監理を行うことを目的とする。

2 委託業務名

令和元・2年度 マテリアルリサイクル推進施設整備工事に係る施工監理業務委託

3 施行場所

宮城県黒川郡大和町吉田字根古北50番地
黒川地域行政事務組合 環境管理センター

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

5 監理対象となる整備工事の概要

- (1) 施設名称 マテリアルリサイクル推進施設
- (2) 工事場所 宮城県黒川郡大和町吉田字根古北50番地
 黒川地域行政事務組合 環境管理センター
 旧ごみ焼却施設解体跡地（※）

(3) 工事概要

- ・ 建築工事（ストックヤード、ペットボトル処理施設、管理施設）
- ・ 電気設備工事
- ・ 機械設備工事（計量機、ペットボトル選別・圧縮設備）
- ・ 合併浄化槽設置工事
- ・ 外溝工事（構内道路、門扉・フェンス工事等）
- ・ 一部復旧工事（敷地西側斜面復旧）
- ・ 解体工事（既存管理棟、既存計量機、仮設ペットボトル減容機）
- ・ 仮設加圧ポンプ移設及び仮設汚水槽撤去

（※）現在、旧ごみ焼却施設解体工事を施工中であり、工事完了引渡予定日は、令和2年3月31日である。

6 準拠する法令等

本業務を行うにあたり、本仕様書及びその他関係法令等に準拠するものとするが、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度本組合と受託者が協議し、定めるものとする。

7 管理技術者等

受託者は、本業務を遂行するために必要とされる専門能力と類似業務経歴を持つ技術者を管理技術者として選任するものとする。

管理技術者及び照査技術者は、技術士（衛生工学部門：廃棄物管理）又はRC

CM（廃棄物）を有することとし、それぞれを兼ねることはできない。

また、建築担当者として、一級建築士を配置することとするが、やむを得ず自社社員で配置できない場合においては、部分下請け願を提出のうえ、業務に対応するものとする。なお、建築確認申請上の施工監理者は、施工者が配置するものとする。

8 提出書類

受託者は、下記の各号に掲げる書類を提出して本組合の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書、受託者に在籍するものであることが確認できる書類
- (3) その他必要な書類

9 成果品の帰属等

本業務において作成した成果品等の一切は、本組合に帰属するものとし、本組合の許可なくその一切を使用してはならない。

また、提出された成果品について誤り若しくは不備な点が認められた場合には、受託者は速やかに補足、修正を行うものとする。

10 貸与書類及び取り扱い

本組合は、本業務において特に必要と認められる関係資料等を受託者に貸与するものとする。受託者は貸与を受けた資料等の取扱い及び保管には十分注意を払い、本業務完了後は速やかに本組合へ返却するものとする。

11 秘密の厳守

本業務実施過程において知り得た内容及び資料・成果品は、本組合の許可なく外部に公表若しくは貸与・譲渡等をしてはならない。また、複製することも禁じ、中立性を厳守しなければならない。

12 調査のための立入り

受託者は、調査のために他人の所有する土地・建物等に立入る場合、あらかじめ本組合を通じ所有者の同意を得た上で立入ることとする。また、障害物の除去及び立木の伐採も同様とする。

13 協議及び質疑

業務の遂行にあたり、受託者は本組合の担当責任者等と協議を行い、本組合の意図・目的等を十分理解したうえで、適切なる人員を配置して進めなければならない。また、受託者は、業務の進捗状況について本組合と連絡を綿密に保たなければならない。

14 業務の範囲

本委託業務の内容は、『第2章 特記仕様書』に記載する内容とする。

15 費用の負担

本委託業務に伴う必要な費用は全て受託者の負担とする。

16 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

17 変更等

業務内容に変更があった場合には、協議の上変更を行うこととする。なお、計画・設計の進捗に伴い、実施の必要性に疑義が生じた項目については速やかに発注者へ報告し、協議を行うこと。

18 審査

受託者は、業務完了時に、本組合に完了届を提出し、審査を受けなければならない。また、業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者は直ちに本委託業務の修正を行わなければならない。

19 業務の完了

受託者は、本委託業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本組合の検査合格をもって業務の完了とする。

20 成果品

受託者が、本組合に提出する成果品及び部数は、次のとおりとする。

- (1) 施工監理報告書 2部
- (2) 上記原稿データ（電子媒体：WORD及びPDF形式） 1式
- (3) その他 1式

第2章 特記仕様書

本業務は、マテリアルリサイクル推進施設整備工事の施工監理業務である。

1 現場監理業務

(1) 施工監理業務方法

工事期間中における施工監理方法は、重点施工監理とする。

(2) 現場工事期間

現場工事期間は、概ね18ヵ月間とする。

(3) 現場施工監理内容

現場施工監理内容は、以下の内容を実施すること。

ア) 工事打合せ及び協議、工程管理

本業務及び建設工事の契約締結後、速やかに本行政事務組合及び施工者と着工打合せを行うこと。

着工打合せにおいては、計画工程等の協議を行い、必要に応じて助言を行い、後日施工者の作成した議事録を照査し、必要に応じて指摘を行うこと。

イ) 月例会議

毎月1回定例打合せを実施し、進捗状況の確認等を行い、必要に応じて助言を行い、円滑な工事の進捗に努める。また、後日施工者の作成した議事録を照査し、必要に応じて指摘を行うこと。

なお、月例会議には、受注者が「第1章 7.」で選任した管理技術者の出席を要するものとする。また、必要に応じて照査技術者の出席も要するものとする。

ウ) 設計協議

上記月例打合せの他、必要に応じて施工者との設計協議に応じること。

なお、施工者と受託者による設計協議を妨げるものではないが、施工者が作成する議事録を照査の上、協議内容を発注者に報告すること。

エ) 工事状況確認及び検査

施工者の求めに応じて、現場立会いにより施工状況等を確認する。

オ) 完了検査立会い

本組合が実施する完成検査時に立会い、必要な施工状況が確保できていることを確認すること。

(4) 現場施工監理の体制

現場施工監理における監理の体制は、概ね下記のとおりとする。

- ・管理技術者 頻度：1回／月程度
- ・必要に応じて担当技術者

2 現場外監理業務

(1) 工事関係書類精査

施工者から提出される設計図書、協議書、承諾願い等について、照査を行い、工事発注図書とのそごがないことを確認し、確認の結果を本組合に報告する。また、状況に応じて、本組合及び施工者と協議を行う。

(2) 循環型社会形成推進交付金申請及び実績報告精査

本業務において施工監理の対象となる、マテリアルリサイクル推進施設整備工事は、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施されるものであるため、当該交付金申請及び実績報告書に必要となる設計書及び図面等について、照査を行い、確認の結果を本組合に報告する。